

広島県告示第八百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十一年十月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道尾道新市線	福山市芦田町大字下有地九番二地先から 福山市芦田町大字下有地九番二地先まで 福山市芦田町大字下有地九番六地先から 福山市芦田町大字下有地九番六地先まで	平成二十二年九月八日